

「令和８年度台湾訪日教育旅行モニターツアー事業委託業務」に係る質問に対する回答

No.	仕様書該当箇所	質問	回答
1	５（１）ツアー行程の企画及び管理に関すること。	行程内に学校視察（宮城県仙台西高等学校）が入ってるが、別の学校視察を提案することは可能か。	可能です。
2	５（２）被招請者の台湾から本県までの往復交通手段の手配に関すること。	燃油サーチャージ及び諸税に係る費用は委託業務料に含まれるとあるが、企画提案時（見積時）から航空券発券時までの間に、これらが著しく高騰した場合、協議のうえ委託金額の変更することは可能か。	原則できません。 航空券の発券は、契約締結後（８月上旬を予定。）になることを踏まえ、適切に見積を作成願います。
3	５（３）被招請者の来県後の移動手段及び宿泊先の手配に関すること。	宿泊施設について、「本県の魅力を十分に体験できる宿泊施設を手配すること」とあるが、宿独自の体験プログラム等を提供できる宿泊施設を手配するということか。または温泉や団体での夕食など地域ならではのスタイルで受け入れができる宿のことか。	本事業の業務の目的に合致する施設を提案願います。
4	５（３）被招請者の来県後の移動手段及び宿泊先の手配に関すること。	宿泊施設について、実際の教育旅行時に生徒や先生方が使用する宿を想定して手配すべきか。	本事業の業務の目的に合致する施設を提案願います。
5	５（３）被招請者の来県後の移動手段及び宿泊先の手配に関すること。	宿泊施設を選定するにあたり施設のグレードの指定や基準はあるか。	本事業の業務の目的に合致する施設を提案願います。
6	５（３）被招請者の来県後の移動手段及び宿泊先の手配に関すること。	県内宿泊時に掛かる宿泊税は誰が負担するのか。	宿泊税は本事業費に含まれます。
7	５（６）歓迎夕食会及び送別夕食会の手配に関すること。	歓迎夕食会及び送別夕食会の参加人数が確定するのはいつ頃か。また、実際の参加人数が想定から増減した場合、協議のうえ委託金額の変更することは可能か。	参加者（県内教育関係者）の確定は、１１月上旬を予定しています。 実際の参加人数が想定から大幅に増減した場合は、契約を変更する場合があります。
8	５（６）歓迎夕食会及び送別夕食会の手配に関すること。	「県内教育関係者の会食代金は、本委託業務料に含まれないものとする」とあるが、当該代金は当日会場にて受注者が個別に徴収する形式か。	受注者が当日、会場にて参加費を徴収する想定です。その際、領収書を作成し、県内教育関係者に手交願います。
9	５（６）歓迎夕食会及び送別夕食会の手配に関すること。	歓迎夕食会や送別夕食会に参加する県内教育関係者の選定は発注者が行う旨の記載があるが、選定された関係者への会場等への案内や連絡調整は、本業務に含まれるか。	県内教育関係者との調整は、発注者が行うため、本業務に含まれません。
10	５（８）通訳案内士及び通訳の確保に関すること。	歓迎夕食会や送別夕食会等で手配する「通訳」について、想定されている通訳の形式や、教育分野の専門用語に関する対応レベルなど、県として求める具体的な基準や要望はあるか。	歓迎夕食会や送別夕食会で手配する通訳の業務は、被招請者と県内教育関係者の意見交換の場に同席し、円滑な交流を手助けするものとなります。 通訳者は、短期間又は短時間の通訳等の業務を生業としているいわゆる「プロ通訳者」（ボランティア通訳者は含まれない。）とし、通訳レベルは、一般的な商談等での確な逐次通訳可能な者を想定しています。

「令和８年度台湾訪日教育旅行モニターツアー事業委託業務」に係る質問に対する回答

No.	仕様書該当箇所	質問	回答
11	その他	提出書類には、社印や代表者印等を押印する必要はあるか。	押印不要です。
12	その他	本モニターツアーを通じて、台湾の教育関係者に最も強くアピールしたい、あるいは台湾へ持ち帰っていただきたい「宮城県ならではの魅力」や「教育旅行のテーマ」について、県として特に重視されている方針や想いはあるか。	「宮城県ならではの魅力」や「教育旅行のテーマ」は、企画提案の審査に関わる事項であるため、県が重視する具体的な内容については回答を差し控えます。
13	その他	過年度の同事業で実施した内容を経て、発注者側で継続すべき事項や課題と捉えている点、受注者に改善を期待している事項はあるか。	昨年度、県が実施したモニターツアーの参加者に、本県で教育旅行を実施する際の課題を聞いたところ、「宮城を知っている台湾人は少ないこと。」「学生が東北地方を選ぶようにするにはどうすればよいかという点。」といった回答があったことから、課題であると考えております。